

陳情第4号携帯電話等中継基地局(5G基地局及びそれ以外も含む基地局)設置に関する条例制定についての陳情に対し、賛成の立場で討論いたします。5Gに関する日本の現状は、総務省が5Gの高度特定基地局を整備することで、日本中に5Gの広範な通信網を構築する計画であり、2020年3月から大手通信メーカーによる5Gの通信サービスが開始されています。5Gになると短時間で大容量のデータを送受信できるようになり、2時間の映画を3秒でダウンロードできることとなります。それには非常に高い周波数帯が必要となり、多くの中継基地局が必要となります。その安全性については立証されておらず、5Gの電波の安全性について検討する国の機関である電波利用環境委員会の委員は工学系の研究者が大半で、人への安全性を検討する委員会なのに医学系の委員が1名だけで多くの委員は電磁波による健康への影響など詳しくないという状態です。国が5Gを推進するのであれば、その安全性を立証すべきであり、陳情者が述べているように、すでに健康被害が指摘されている現状であります。

最近、多摩市など携帯電話等基地局の設置に関する規制の陳情がされるなど、要請行動が各地で発生しています。野田市においても、通信各社による5G対応の通信基地局設置が急速に進められていくことが想定される中で、無造作に電柱や大きな送受信機が設置されると、市内の景観や住環境の悪化、市民への健康被害が危惧されます。陳情者が求めている事業者による携帯電話基地局を設置する場合は、市に事業計画の提出、地域住民への説明、情報開示や健康被害を防止するために多くの人が集まる場所への設置の規制が必要であると思います。

よって、陳情第4号、条例の制定を求める陳情に賛成いたします。